5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200
		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,656

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

（注３）　さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	59,000
		⑶　太平洋の海域	111,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	3,217
		⑵　B海域	28
		⑶　D海域	875
		⑷　E海域	536

（注１）　日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島埼突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

（注２）　A海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項中海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	
		⑵　オホーツク海の海域	
		⑶　太平洋の海域	